

熱中症予防対策支援助成金要綱

(公社)大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）の会員事業所（以下「事業所」という。）が、熱中症の発症・重症化に対する予防対策として実施する際に掛かった費用について、代金の一部を助成することとし、もって、熱中症予防対策の推進に努めることを目的とする。

(助成対象の期間及び種類)

第2条 助成の対象は、原則、当該年度4月1日から2月末日までに、別紙に示す熱中症予防対策に購入した資機材とする。

(助成額)

第3条 助成額は1事業所につき購入価格（消費税除く）の1/2（上限30,000円）とし、助成額の100未満は切り捨てとする。

(申請手続)

第4条 会員事業所は、当該年度4月以降実施したものを、原則月ごとにその期間中に清算を終了した分をとりまとめて、翌月の末日（3月に限り15日）までに県ト協の申請様式に渋れなく記入のうえ、納品書（写し）、請求書（写し）、領収書（写し）を添付し、協会長宛申請するものとする。

申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合、申請受付を終了することもある。

(助成金の交付)

第5条 県ト協は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、会員事業所に対して助成金を交付する。
なお、助成金の交付は、四半期ごとに行うこととする。

(助成金の返還)

第6条 提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合は、助成金を返還しなければならない。

(雑則)

第7条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、労働委員会において協議するものとする。

(附則) 本要綱は、令和4年4月1日から適用する。